

通信販売

広告やチラシを見て購入の申込をする販売方法です。インターネット上の取引も含まれます。「利用した覚えのない請求がきた」「代金を払い込んだのに商品が届かない」といったトラブルが見受けられます。

< 事例 >

通信販売のカタログで買った洋服の色が気に入らなかった。クーリング・オフはできるか。

【アドバイス】

特定商取引法に規定されているクーリング・オフは、「カタログなどを見て十分考えることができる」「自分から申し込む」などの理由から、通信販売には適用されないので注意しましょう。

しかし、事業者が広告やチラシ、インターネットの画面上に返品特約（返品の可否又は条件についての特別の取り決め）を見やすく表示してなければ、8日以内なら返品（返品送料は購入者負担）できます。

また、トラブル防止のため、できれば前払いは避けましょう。